

住宅耐震化促進のための補助制度をご活用ください

町では、「幌延町耐震改修促進計画（平成20年度～平成27年度）」を策定し、安全・安心のまちづくりを進めています。

この計画の中では、木造住宅の耐震化助成制度を設け、昭和56年5月以前に建てられた木造住宅の耐震診断及び耐震改修に対して補助金を交付しています。もし、あなたの家が昭和56年5月以前に建てられた木造住宅でしたら、この制度を活用して住宅の点検をしてみませんか？

詳しくは総務課総務グループ 電話5-1111（内線132）へお問合せ下さい。

■耐震化促進のための補助金交付要綱（抜粋）

区分	木造住宅耐震診断事業補助金交付要綱（抜粋）	木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱（抜粋）
目的	町内に存する木造住宅の耐震診断をした者に対する補助	町内に存する木造住宅の耐震改修をした者に対する補助
定義	・耐震診断：国土交通省が定める建築物の耐震診断の指針に基づいて行う耐震診断等 ・高齢者世帯：満65歳以上の夫婦又は単身者のみで構成される世帯 ・障がい者世帯：身体障害者手帳1級又は2級の者のみで構成される世帯等	
補助対象住宅	・昭和56年5月31日以前に建築又は着工された木造住宅 ・木造2階建て以下の一戸建て専用住宅、共同住宅又は店舗併用住宅（2分の1以上が居住の用に供されるもの） ・北海道の無料一般診断を実施した結果精密診断を必要とする住宅 ・過去にこの要綱に基づく耐震診断を受けていない住宅	・耐震診断の結果、総合評点が1.0未満と診断された住宅 ・過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていない住宅
補助対象者	・補助対象住宅を所有する居住者 ・補助対象住宅を賃借する居住者 ・町税の滞納のない者	・補助対象住宅を所有する者 ・町税の滞納のない者
補助対象工事等		上部補強工事、基礎補強工事、その他必要な工事、耐震改修設計及び工事監理
補助金交付額	・補助率：2分の1（高齢者及び障がい者世帯は3分の2）以内 ・限度額：100万円	○専用住宅及び店舗併用住宅 補助率：2分の1（高齢者及び障がい者世帯は3分の2）以内 限度額：100万円 ○共同住宅 補助率：3分の1と独立して居住の用に供する部分の数に 20万円を乗じて得た額とのいすれか低い額 限度額：100万円

◆◆◆◆◆◆◆飼い主の方へ◆◆◆◆◆◆◆

○愛犬の登録はお済みですか

犬を飼われている方は、市町村で犬の登録をしなければなりません。

飼い始めたときに一度登録すると更新の必要はありませんが、次のようなときには届出が必要になります。

- ・町外から転入したとき
- ・町外へ転出したとき（転出先の市町村）
- ・転居して住所が変更になったとき
- ・飼い主が変更したとき
- ・飼い犬が死亡したとき

○狂犬病予防注射

犬の飼い主は、狂犬病予防注射を毎年1回受けさせることが法律で義務づけられています。幌延町では、毎年5月上旬に集合注射を実施していますが、受けられなかった場合は、かかりつけの動物病院か留萌地区農業共済組合北部支所幌延家畜診療所で受けてください。

☆4月1日～9月30日は野犬掃とう期間です☆

幌延町のほか、近隣4町（天塩町・中川町・豊富町・中頓別町）では、期間を定めて野犬掃とうを実施しています。

登録畜犬であっても、期間中係留されていない犬はすべて野犬とみなし、誤殺しても町は責任を負いませんので、必ず係留しましょう。



“ペットは家族の一員です。
マナーを守り、正しく飼いましょう”

問合せ先：町民課生活環境グループ 電話5-1115